

第一九六回

衆第二九号

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条体育の日の項を次のように改める。

スポーツの日　十月の第二月曜日　スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。

附　則

（施行期日）

- 1　この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。  
（スポーツ基本法の一部改正）
- 2　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。  
第二十三条（見出しを含む。）中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。  
（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）
- 3　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。  
第二十九条中「体育の日の項」を「スポーツの日の項」に改める。

## 理 由

体育の日をスポーツの日に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。